平成２８年（フ）第５４９号
川崎市川崎区鋼管通３丁目５番１号
破産者　有限会社リペイント・オタニ
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
川崎市川崎区大川町10番５号
破産者　株式会社山泉物産
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
岐阜市鏡島南４丁目４番12号
破産者　有限会社テクニカルトレード
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６３号
静岡県富士市久沢1250番地の12
破産者　有限会社ＦＫ富士興業
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２号
三重県志摩市阿児町甲賀3510番地
破産者　鈴木　悠介
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
滋賀県草津市野路９丁目７番49号、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区竹田七瀬川町７番地
破産者　関西精機株式会社
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０３号
岡山市南区新保102番地１エクセルＫ’ｓ508号、旧住所岡山市南区妹尾393番地１
破産者　西村　文男
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８７号
広島県東広島市八本松町原8856番地の６
破産者　有限会社テラオカ
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１５号
長野市丹波島３丁目775番地１　サンアトウレ103号
破産者　成沢　祐樹
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
長野市三輪９丁目３番９－７号　ドムス本郷101
破産者　川越　康広
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
埼玉県秩父市番場町12番11号
破産者　浅見　政子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第５２９号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5207番地
破産者　原田　充亨
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市早苗町169番地１　リゾートインブルーベリーハウス101号、前住所長崎県佐世保市上原町441番地５　コーポＫⅡ１－Ｂ
破産者　伊香賀菊代（旧姓井上）
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
長崎県佐世保市江迎町三浦１番地
破産者　濵野　頼子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６８７号
さいたま市岩槻区城南５丁目３番49－２号
破産者　萩原　佑介
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
さいたま市中央区鈴谷８丁目７番13―105号
破産者　林　　和宏
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
長野市大字屋島807番地１
破産者　草川ひとみ
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
奈良県大和高田市南陽町８番30号
破産者　坂口住建こと　坂口由之紀
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
奈良県大和高田市昭和町２番１―610号　朝日プラザノースウイング
破産者　デトックスサロンｃａｌｍこと　吉田　吏香
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係